時事新報の特派員

今度の朝鮮事件は其起因、東學黨の內亂なれども延て日清兩國の間に波瀾を生じ今後の成行は刮目して見るべきものあらん本社は此際の報道を詳かにして讀者に遺憾なからしめんが爲め左の各地に社員を特派せり

朝鮮京城仁川間　高見龜氏
朝鮮仁川　杉幾太郎氏
廣嶋　山崎知遠氏
馬關　石川信氏

尚ほ事の模樣に依りては引續き社員を特派する覺悟なるを以て本社は豫め部署を定め後報の到るを待つ

本紙の七月附錄

本社は既に六月の附錄を讀者に配布したり當七月の初旬に第四回として發行する附錄は

渡邊文三郎氏の　富士

時事新報

釜山京城間の鐵道速に着手す可し

聞く所に據れば釜山京城間の電信線は朝鮮政府と協議の上、日本人の手を以て修繕に取掛りたるよし電信の開通は此際是非とも必要にして左もある可きことなるが更に必要なるは前號の紙上にも述べたる如く釜山より京城に至るまでの鐵道を敷設して日韓兩國間の運輸往來を便利にするの一事なる可し今度の出兵は人民保護の爲めなること勿論なりとは云へ若しも支那の出兵なかりせば必ずしも一日片時を爭ふの必要もなきことなれども彼にして兵を出せば我に於ても自から之に對するの決斷に出でざるを得ず双方の關係果して然るときには其出兵に遲速を爭ふも亦自から實際の必要にして自然の結果と云はざるを得ず然るに朝鮮に對する兩國の距離を如何と云ふに支那の威海衛より仁川までは汽船にて十二時間の航程なれども我馬關よりは四十時間餘にして彼に比すれば三倍以上の時間を費さゞるを得ず時間の遲速をも爭ふ兵略上の駈引に非常の不利なるは申すまでもなく商賣上の關係も亦これと同樣にして不便の甚だしきものなれば孰れの點よりするも鐵道敷設の必要を見る可し釜山京城間二百幾十哩の鐵道落成するときは馬關より釜山まで海上十二時間夫れより汽車にて七時間、都合十九時間にて京城に達するを得べし而して威海衛より仁川までは十二時間、仁川より京城までは七時間にして支那より京城に到るにも等しく十九時間を要する勘定なりと云へば其際には双方共に時間を同ふして遲速の差なきに至る可し軍略上より見るも商賣上より見るも此鐵道を敷設して朝鮮に往來するに日本の內地に於けると同樣の便利を得せしむるは目下の必要として何人も異議はなきことならん[illegible]聞く所に據れば今回我政府は朝鮮をして自立、自から[illegible]しむるの方針を執り彼の政府に對して[illegible]上の助力を[illegible]へ百般の事を改[illegible]して[illegible]民をして文明開化の域に進ましめんとの[illegible]なりと云ふ即ち鐵道敷設の如きは文明の進步を助くるに最要の事業にして第一に着手す可きものなれば[illegible]際彼の政府に勸告して着手せしむること肝要なれども二百何十哩の線路を敷設するには凡そ六七百萬圓の費用は要することならん今の朝鮮政府の有樣にては費用の支出は勿論、建築の技師を得ることさへも到底望なき次第なれば金と人とは我國より供給して其事を成さしむること素より必要なる可し或は日本國人の力を以て他邦の國土に鐵道を敷設するとは少しく異なるものには非ずやとの說もあらんかなれども西洋の文明國などにて斯る例は毎度の事にして例へば英國人が自から資本を下して大陸の諸國に電信を架設し鐵道を敷設して其事務を管理するが如き尋常一樣の商賣にして世間に怪しむ者なし左れば日本人が朝鮮の文明を助くるが爲めに其國土に鐵道を敷設するは毫も異とするに足らずとして扨いよいよ着手に決すれば其管理の權を日本人の手に收むることは勿論なれども未來永劫その權利を繼續するが如きは固より欲せざる所なれば自から年限の約束なきを得ず其約束にも種々の方法ある可しと雖も落成後三十年もしくは五十年の間は一切日本人の管理に歸せしむることとして期限に至れば之を彼の政府に賣渡すか又は無代價にて讓渡すか孰れにても差支なけれども其授受の條件如何に由り隨て年限にも長短の差あるものと知る可し斯くて其費用の出處は如何と云ふに目下日本の社會は金に乏しからずして且つ利息も安きが故に六七百萬圓の金を支出するは敢て難からざるのみか寧ろ喜んで募集に應ずることならん或は朝鮮の如き未開の國に資本を下すは危險なり好しや危險の患はなしとするも工事落成の上、收支相償ふの見込ありや否やとの掛念もあらんかなれども其約束は兩國間の條約とも見る可き者にして日本政府に於ても充分に責任を負ふて安全を保證するは勿論、朝鮮は未開國なりと云ふと雖も人口稠密、物產に乏しからず殊に國中唯一の中央線路なれば相應の利益あるは我輩の保證する所なり或は尚ほ是れにても不安心とあれば日本內地の東北鐵道其他の例に倣ひ日本政府より五朱なり八朱なりの利子を補給するも自から臨機の一法なる可し既に政府に於て安全を保證する其上に利子補給の恩典さへある以上は萬々掛念はある可らず內地に資本を下すと同樣の次第にあれば國中の資本家は爭ふて募集に應ずることならん資金を得るは甚だ容易なる可しと信ずれども若しも一般に募集するときは自から手數と時間とを要して目下の急に應ずること能はざるの事情もあらんには一時政府の國庫金より支出して至急に着手せしめ工事落成の後に至りて人民に賣渡すことゝ爲すも實際に差支はなかる可し其方法は孰れにしても兎に角に事の要は唯即決速成に在るのみ

官報

○大藏省訓令第三十八號　北海道廳　府縣

銀行事業ヲ營ム會社ニシテ登記ヲ受ケタルトキハ其事項及ヒ年月日ヲ屆出ヅシムヘシ

但既ニ登記ヲ受ケタルモノハ此際其登記事項及ヒ年月日ヲ屆出サシムヘシ

明治二十七年六月三十日　大藏大臣　渡邊國武

○宮內省達甲第二號　華族

明治十七年七月七日華族令左ノ通追加ス

明治二十七年六月三十日　宮內大臣　子爵土方久元

華族令

第十一條　華族ノ相續及襲爵上ノ關係ヲ定ムル爲ニ法律命令及華族ニ關スル規定ノ範圍內ニ於テ家範ヲ定メ宮內大臣ノ認可ヲ[illegible]

第十二條　家範ハ宮內大臣ノ[illegible]ヘシ[illegible]スルトキ亦同シ

第十三條　華族ノ戸主ニシテ[illegible]付セラルヘ[illegible]ノ刑ニ處セラ[illegible]ル者ハ華族ノ稱ヲ除キ其爵位ヲ返上セシム

第十四條　第五條及第六條ノ禮遇ヲ享クル者ニシテ前條ニ當ルトキハ其禮遇ヲ禁止シ位記アル者ハ之ヲ返上セシム

華族ノ嫡長子孫ニシテ前條ニ當ルトキハ華族ノ榮典ヲ繼承スルコトヲ得ス

第十五條　華族ノ戸主及第五條第六條ノ禮遇ヲ享クル者ニシテ左ニ掲クル事項ノ一ニ當ルトキハ其禮遇ヲ停止ス

一　禁錮ノ刑ニ處セラレ其刑期間ノ者
二　刑事ノ訴ヲ受ケ勾留又ハ保釋若クハ責付中ノ者又ハ監視中ノ者
三　家資分散若クハ破產ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ終ヘサル者
四　第十條ノ義務ヲ充タサヽル者
五　華族ノ品位ヲ保ツ能ハサル者

第十六條　華族タルノ體面ヲ汚辱スル失行アル者ハ第十三條第十四條又ハ第十五條ニ依リ處分ス

第十七條　華族ノ品位ヲ保ツ能ハサル者ハ榮典ヲ辭スルコトヲ得

第十八條　第十三條乃至第十七條ノ處分ハ勅裁ヲ仰キ宮內大臣之ヲ行フ

但第十五條第四第五第十六條及第十七條ノ處分ニ付テハ華族中ヨリ勅選セラレタル七名以上ノ委員ヲシテ審議セシメ勅裁ヲ仰クヘシ

宮內省達甲第二號參照

宮內省達華族令(明治十七年七月七日)抄錄

第五條　有爵者ノ婦ハ其夫ニ均シキ禮遇及名稱ヲ享ク

第六條　華族戸主ノ戸籍ニ屬スル祖父母、父母及妻及嫡長子孫及其妻ハ倶ニ華族ノ禮遇ヲ享ク

○大藏省告示第二十五號

明治二十四年度備荒儲蓄金出納決算ノ要領左ノ通之ヲ告示ス

但愛知縣ノ出納決算ハ未タ完結ニ至ラサルモノアルヲ以追テ之ヲ告示スヘシ

明治二十七年六月三十日　大藏大臣　渡邊國武

第十二回備荒儲蓄金出納決算要領

明治二十四年度即チ明治二十四年四月一日ヨリ同二十五年三月三十一日ニ至ル一週年度間ニ於テ中央及府縣備荒儲蓄金ノ出納ヲナシタル要領ヲ告示スルニ方リ其梗概ヲ提記ス

中央儲蓄金

一　中央儲蓄金前年度越高ハ三百四十五萬二千六百九十九圓九十四錢四厘ニシテ本年度ニ於テ收支セシ額ヲ差引トキハ本年度末尾ノ在高ハ二百十萬七千六百五圓三十五錢六厘ナリ即チ其計數ハ第一號第二號表ニ掲クル如シ

一　本年度ニ於テ府縣儲蓄金ヘ補助シタル金額ハ百五十二萬八千九百八十圓十五錢四厘ニシテ千葉縣外十二縣ヘ交付セシモノナリ斯ク巨額ノ補助金ヲ支出セシモノハ本法施行以來未曾有ニシテ各地災害ノ多カリシニ因由スト雖就中其重ナルモノヲ舉レハ明治二十四年十月岐阜愛知兩縣震災ノ爲メ百三十七萬千三百八十九圓九厘ノ補助支出アリシニ由ル

府縣儲蓄金

一　府縣儲蓄金前年度越高ハ千六百四十八萬七千九百七十一圓十七錢一厘ニシテ本年度ニ於テ收入セシモノ百八十五萬五千五百五十圓四十四錢三厘支出セシモノ百三十六萬千五百三十六圓八十八錢九厘ナルカ故ニ本年度末尾ノ在高ハ千六百九十八萬千九百八十四圓七十二錢五厘ナリ其種別ハ第三號表ニ掲クル如シ而シテ此收支ニ對スル細別即チ現金(第五號表)、公債證書(第七號表)米穀(第八號表)地租貸與(第九號表)土木費貸出金(第十號表)辨償金(第十一號表)ノ出納ハ各表ニ掲クル如シ

一　本年度ニ於テ收支セシ額ヲ前年度(即チ二十三年度)ノ收支セシ額ニ比スレハ收入ニ於テ百九萬七千四百十六圓三十三錢支出ニ於テ六十萬三千四百十七圓四十四錢四厘ヲ增セリ其增額及減額ノ種別ハ第四號表ニ掲クル如シ

一　本年度間救助ノ費目及內譯ハ第六號附屬表ニ之ヲ掲ク

(表ハ之ヲ略ス)

○明治二十七年度第二豫備金支出(第四回)

一　金千百十七圓二十四錢七厘　爲替差金

震災豫防調査會設備費中銀貨相場下落ノ結果ニ由リ外國品購入費ノ爲替差金ヲ要シ本行ノ金額第二豫備金ヨリ支出ノ儀文部大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ上奏シ本月六日勅裁ヲ得タリ

明治二十七年六月三十日　大藏大臣　渡邊國武

○鐵道公債金支出

一　金一萬三千八百六十一圓　內國旅費

明治二十七年度鐵道公債金特別會計歲出鐵道建設費中工事進行ノ爲メ旅費ノ支出ヲ要シ本行ノ金額該特別會計歲入ヨリ支出ノ儀遞信大臣ヨリ請求有之右本月二十八日勅裁ヲ經タリ

明治二十七年六月三十日　大藏大臣　渡邊國武

雜報

朝鮮特報(第七)

京城　六月二十三日發　特派員　高見龜

閔泳駿の辭職

閔泳駿と聞けば空飛ぶ鳥も落さん程の權勢ありしに一朝失意りて支那より借兵したる爲め非難するもの續出し果ては同族中にも攻擊するものあるに至りしかば償の閔泳駿も其鋒先に避易したるものか此程上疏して近頃事務頗る多端なりとの理由を以て[illegible]、[illegible]及[illegible]の職を解かんことを乞ひ[illegible]れども[illegible]のみを[illegible]

の如く留任するみ[illegible]
任は閔泳煥か或は史[illegible]
支那兵撤去の期　東[illegible]
は歸京の途に着きた[illegible]
して歸國するの模樣[illegible]
津より電報を以て兵[illegible]
つて後撤兵すべしと[illegible]
朝鮮政府の憂慮　[illegible]
らざれば清兵亦去ら[illegible]
姿となるらんその間に[illegible]
も云ふべからずそて[illegible]
迎接使よりの上申
つて撤兵すべしとの[illegible]
き換へ迎接使李重夏[illegible]
當時牙山に在り)よ[illegible]
二十一日牙山に在る[illegible]
南陽馬山浦に向はん[illegible]
らん又葉統領は一應[illegible]
實なるかを知らず[illegible]
滿州兵入京の風說
州に宿泊し陸路入京[illegible]
今以て義州府尹より[illegible]
以て看れば事實確か[illegible]
南別宮の修理　近頃[illegible]
たるが是は清國兵入[illegible]
招討使愈よ歸京の途[illegible]
の途に着きたる由は[illegible]
嶋氏より發したる[illegible]
着)電報を着るに日[illegible]
招討使午前九時[illegible]
清州兵營の兵を換[illegible]

○清商等の用意

は日清の間一朝事端[illegible]
に下落すべしと云ひ[illegible]
物の買込代價は紙幣[illegible]
前より銀貨にあらざ[illegible]
紙幣にて受取る時は[illegible]
鐵以上を需め居る由[illegible]
け居るにも拘らず一[illegible]
りと云ふ因に記す海[illegible]
て偶ま買込まんとす[illegible]
り此頃は干鰯干海老[illegible]
くの如き有樣なれば[illegible]

○關西同志大懇[illegible]

會は來る七月六日午[illegible]
事に開く事に決し去[illegible]
德三並に藤廣光の二[illegible]
たるよし又時宜に依[illegible]
演說會を開くやも知[illegible]

○義勇團體組織[illegible]

縣の義勇團體は愈よ[illegible]
て團結することゝな[illegible]

○宮城縣の縣制[illegible]

日より實施するみと[illegible]
十七名なりしを三十[illegible]

○福建の水災

[illegible]